

RAISE会場利用規約

株式会社RAISE ENTERTAINMENT(以下「RE」といいます。)は、REが運営する「RAISE(東京都中央区銀座5丁目2番1号 銀座ノボ6階)」(以下「本件施設」といいます。)の利用に関して、RAISE会場利用規約(以下「本規約」といいます。)を以下のとおり定めます。

第1条(定義)

本規約において使用される用語は、以下の各号のとおり定義されます。

(1)「契約書」とは、本件施設の利用を申し込みためのRE所定の「会場利用契約書」をいいます。

(2)「利用者」とは、申込書記載の利用者をいいます。

(3)「本件サービス」とは、本規約に基づきREが利用者に提供する本件施設の利用(ただし、契約書に定める範囲に限る。)のサービスの総称をいいます。

(4)「利用契約」とは、利用者とREとの間で締結される本件サービスの利用に関する契約をいいます。

第2条(契約書の締結)

1. 本件サービスの利用希望者(以下「契約者」といいます。)は、本件サービスを利用可能な日程(申込時点から半年先までを予約対象とします。)について、あらかじめ問い合わせ、本規約およびREが別途定める「個人情報の取り扱いについて」に同意し、契約書に署名捺印の上、REとの契約を締結するものとします。

なお、利用者は、以下の各号の条件のすべてを満たす者とします。

(1) 契約書に記載するすべての事項について、虚偽の申告がないこと。

(2) 過去に本規約のその他REとの間で締結する契約に違反し、またはREによってこれらの契約を解除されていないこと。

(3) 自らまたはその役員・業務を執行する社員・取締役、執行役またはこれらに準ずるもの(以下、「暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者、またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(4) 反社会的勢力との取引もしくはこれに類する行為をしたことがないこと。

(5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約書を申請するものではないこと。

(6) 利用場所での営業に関して第三者に委託等を行う場合には、当該第三者が反社会的勢力に該当しないこと。

第3条(本件サービスの利用)

1. 利用者は、利用契約に従い、契約書に記載された利用目的の範囲内において本件サービスを利用することができるものとします。

2. 利用者は、本件施設、付帯設備およびREからレンタルされた機器(以下、総称して「本件設備」といいます。)を善良な管理者の注意をもって管理し、REの書面による承諾を得ることなく前項の利用目的以外の目的に利用し、または第三者への譲渡、転貸もしくは担保に供してはならないものとします。

3. 利用者の責に帰すべき事由により本件設備が滅失または毀損した場合、利用者はREに対してただちにその旨を通知するとともに、本件設備の滅失または毀損によりREに生じた損害を賠償するものとします。

4. 利用者は、本件施設およびその周辺における観客の誘導を、REの指示に従って行き、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう、万全の配慮を講じるものとします。

第4条(撮影等)

1. 利用者は、本件施設およびその周辺において録画、録音または撮影(REがレンタルする機材によるものを除き、以下、総称して「本件撮影等」といいます。)をするときは、本件施設の利用開始日の1ヶ月前までにREにその旨を通知のうえ、REの承諾を得るものとします。

2. 利用者は、本件撮影等によって制作した映像および画像(以下「映像等」といいます。)の放映、上映、放送、配信、出版、製品化等(以下「放映等」といいます。)を希望する場合、または映像等の二次使用をする場合、REに対して事前にその旨を通知のうえ、REの承諾を得るものとします。

3. 利用者は、放映等を行なうにあたり、本件施設の景観および広告物の映像等を改変してはならず、放映等の広告宣伝に関する内容および方法については、REと別途協議のうえ定めるものとします。

4. 利用者は、REの事前の承諾を得ることなく、放映等に関する権利を第三者に譲渡し、または許諾してはならないものとします。なお、本項に基づいて放映等に関する権利を第三者に譲渡し、または許諾する場合、当該第三者に本条の規定と同様の義務を課し、遵守させるものとします。

第5条(禁止行為)

1. 利用者は、本件サービスを利用するにあたり、以下の各号の行為を行い、または観客その他の第三者にこれらの行為を行わせてはならないものとします。

(1) 公序良俗に反する行為、法令、条例、関係ガイドラインに違反する行為。

(2) REの承諾を得ることなく、本件施設およびその周辺において物品の販売、募金を行い、またはチラシその他の宣伝物を配布、掲示する行為。

(3) 契約書に記載された利用目的以外の目的で本件サービスを利用する行為。

(4) 利用者がチケットを販売する場合、反社会的勢力ならびにその構成員および関係者にチケットを販売する行為。

(5) 本件施設およびその付帯設備、機器類を破損、または汚損させるおそれのある行為。

(6) 発火または引火性の物品その他の危険物を本件施設に持ち込む行為。

(7) REの指定場所以外での喫煙。

(8) 大音量、振動、悪臭の発生など、本件施設の周辺に迷惑または不快感を及ぼす行為。

(9) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を本件施設に持ち込む行為。

(10) 本件サービスの運営を妨げ、またはREの信用を毀損する行為。

(11) 前各号に準ずる行為その他のREが不適切と判断する行為。

2. 利用者が第1項に違反し、または利用者の責に帰すべき事由によりREまたは第三者に損害を与えた場合、利用者は、REまたは第三者が被った損害について賠償するものとし、REが第三者から責任を追及された場合、利用者の責任と負担においてこれを解決し、REを免責するものとします。

第6条(利用料)

1. 利用者はREに対して、本件サービスの利用料(以下「利用料」といいます。)として、契約書記載の金額を支払うものとします。

2. 利用料以外に本件施設の付帯設備、機器等の利用にかかる費用が発生し、またはREが利用者の発行するチケットを代理販売する場合、利用者およびREは、契約書記載の内容に従い精算を行うものとします。

RAISE会場利用規約

第7条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

利用契約成立後、利用者の都合により利用契約を解約する場合、利用者はREに対して、書面によりその旨を通知するものとします。このとき、REは、当該書面の受領日および契約書に定める利用日を基準として、利用者に対して、以下の各号に定めるキャンセル料(以下「キャンセル料」といいます。)を請求することができる。

(1) 利用日の31日前までの通知: 利用料の50%

(2) 利用日の30日前から利用日当日までの通知: 利用料の100%

第8条(有効期間)

1. 利用契約の有効期間は、契約書記載の契約日から利用日の終了時間までとします。

2. 前項の定めにかかわらず、利用者の事情により、利用期間中に利用契約を中途解約する場合、利用者はREに対して、利用契約の残存期間に相当する利用料を一括で支払うものとします。

第9条(解除)

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告を要せず、ただちに利用契約を解除することができます。

(1) 利用契約に違反し、REが相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反が是正されなかつた場合

(2) 違押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てがあり、または租税公課その他の滞納処分を受けた場合

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあつた場合

(4) 利用者が振り出した手形または小切手が不渡りとなつた場合

(5) 営業停止処分または営業可否見解を受ける場合

(6) 本件施設の管理、運営上やむを得ない事由が生じた場合

(7) 前各号のほか、REが、合理的な理由に基づき、利用者が利用契約の相手方としてふさわしくないと判断した場合

2. 利用契約に定める利用日前に前項第1号または同項第5号に定める事由により利用契約が解除された場合、REは利用者に対して、利用料の返済による損失補填義務を負わないものとします。

3. 利用契約に定める利用開始後に第1項第1号ないし同項第5号に定める事由により利用契約が解除された場合、REは、当該時点までに利用者から差額済みの利用料その他の費用を一切返済いたしません。

第10条(損害賠償・免責)

1. 利用者およびREは、利用契約の履行により相手方に生じた損害について、利用料を上限として、通常かつ直接の損害を賠償し、特別の損害および逸失利益については責任を負わないものとします。

2. 本件施設の付帯設備、機器類の故障等により、利用者および観客の当初の目的が達成されなかつた場合といえども、REは利用者に対して、利用料の返済による損失補填義務を負わないものとします。

3. 第1項の定めにもかかわらず、利用者およびREは、戦争、暴動、ストライキ、火災、事故、伝染病、地震、風水害その他の不可抗力による履行遅滞または履行不能による相手方の損害については責任を負わないものとします。

ただし、金銭債務の履行についてはこの限りではありません。

4. 本件施設の利用に伴う人的、物的事故および利用者の持ち込んだ物品の紛失、破損等の損害については、REの責に帰すべき事由に起因する損害を除き、REは一切の責任を負わないものとします。

5. 前項の場合でREが第三者より責任を追及され、当該第三者に損害賠償を行なったとき、REは利用者に対して、損害賠償に要した一切の費用を請求することができるものとします。

第11条(準據法・会場管轄)

利用契約は日本法を準據法とし、利用者とREとの間に生じた利用契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

「RAISE会場利用規約」個人情報の取り扱いについて

株式会社RAISE ENTERTAINMENT(以下「RE」といいます。)は、「RAISE会場利用規約」に基づきサービス(以下「本件サービス」といいます。)を提供するにあたり、本件サービスの利用者(以下、その代表者および担当者をあわせて「利用者」といいます。)から提供される氏名、メールアドレスなど(以下総称して「個人情報」といいます。)の取り扱いについて、以下の「個人情報の取り扱いについて」に基づき個人情報を取り扱うものとし、利用者はこれに同意します。

1. 利用目的

利用者から提供される個人情報は、以下の目的でのみ収集・利用いたします。個人情報を利用者ご本人の同意なく利用目的以外に利用することはありません。

【利用目的】本件サービスの提供、本件サービスに関するイベント・ニュースの案内、本件サービスに関するメールマガジンの配信、本件サービスに関する公募イベントの応募受付および実施、本件サービスに関する懸賞キャンペーン等の応募受付および当選者の商品提供、本件サービスの提供に関する問合せや料金の本人確認および回答、本件サービスに関するアンケート収集、本件サービスの提供状況に関する統計分析および問題解決(統計的データとしての第三者への提供を含みます。)

2. 預託

REは、個人情報の取り扱いの全部または一部を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。この場合、REの定める基準に基づき個人情報を適切に取り扱つてると認めた委託先を選定したうえ、適正な取り扱いを確保するための契約を締結し、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

3. 第三者提供・開示

REは、利用者ご本人の同意がある場合または以下の各号の場合を除き個人情報を第三者に開示または提供いたしません。

(1)統計的なデータなどご本人を識別することができない状態で開示・提供する場合

(2)法令に基づく場合

(3)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であってご本人の同意を得ることが困難であるとき

(5)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 開示・訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供の停止

REが保有する個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供の停止(以下併せて「開示請求」といいます。)をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人であることを確認したうえ、合理的な期間および範囲で対応します。

以上